

事業者対象

事業復活支援金



事業復活支援金

国は、事業者の継続・回復支援のため、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業などに支援金を給付しています。

事業内容

- 対象** 次の要件をいずれも満たす中堅、中小法人、個人事業主など
- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大や、長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受けていること
 - ② ①の影響を受け、対象月（令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月）の売り上げが基準月（平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月）と比べて50%以上または30%以上50%未満減少していること

給付額 法人：最大250万円
個人事業主：最大50万円
（計算式）基準期間※の売上高 - 対象月の売上高 × 5カ月分
※平成30年11月～平成31年3月 / 令和元年11月～令和2年3月 / 令和2年11月～令和3年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

申請方法 事業復活支援金のホームページから電子申請
※申請前に登録確認機関による事前確認を受ける必要があります
※市の窓口では申請できません
※申請にお困りの商工業事業者は、釜石商工会議所までお問い合わせください



登録確認機関

申請期限 5月31日(火)

事業復活支援金の問い合わせ 事業復活支援金事務局 申請者専用 相談窓口（コールセンター）
☎0120-789-140（8時30分～19時）
商工業事業者の問い合わせ 釜石商工会議所 ☎22-2434

福祉タクシー助成券を交付します

市は、在宅重度障がい者のタクシー利用料のうち、基本料金分を助成します。タクシーを利用する人はお申し込みください。令和3年度分の福祉タクシー助成券（桃色のもの）を持っている人は、令和4年度分と交換しますので持参してください。

対象	①身体障害者手帳を持ち、視覚障害1級・下肢機能障害1級・体幹機能障害1級の認定を受けている人	利用できるタクシー会社
	②療育手帳を持ち、A判定を受けている人	
交付開始日	③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、または障害年金1級（精神障がい）を受給している人	青葉タクシー（小川町） ☎23-5911
	※障がい者支援施設などに入所している人、自動車税・軽自動車税が免除されている人は該当しません	文化タクシー（中妻町） ☎23-5038
受付場所	4月1日(金)	釜石タクシー（大町） ☎22-3881
	市地域福祉課（保健福祉センター2階） 各地区生活応援センター（釜石地区を除く）	前勝タクシー（鶴住居町） ☎28-3232
給付枚数	24枚	太陽タクシー（鶴住居町） ☎28-1414
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書（精神障がいの場合）のいずれか	中山福祉タクシー（小佐野町） ☎23-6615
持ち物		大槌タクシー（大槌町） ☎42-2256
		大安タクシー（大槌町） ☎42-4131

問い合わせ 市地域福祉課 障がい福祉係 ☎22-0177

市道箱崎半島線の通行を再開しました

鶴住居地区と箱崎地区を結ぶ市道箱崎半島線は、令和元年台風第19号の被害により通行止めとしていましたが、3月31日の17時から通行を再開しました。当面は一部区間が未舗装の砂利の状態ですので、注意して通行してください。

4月末の完成を目指し、引き続き作業をしますので、工事へのご協力をお願いします。



問い合わせ 市建設課 土木係 ☎27-8430

市民農園の使用者を募集します

市は、市民の皆さんが自然や農業に触れながら、健康の維持と増進に活用する場として市民農園を開設しました。使用を希望する人は次の内容をご確認の上、お申し込みください。

申込期間（第1期）
4月1日(金)～15日(金)

- ◆開設場所 甲子町第7地割内
- ◆面積（区画） 1区画あたり 9㎡（3m×3m）、全55区画 ※1使用者3区画まで申し込み可能
- ◆使用料金 年額2,000円 / 1区画
- ◆対象 市内に住所を有する個人または団体
- ◆応募方法 使用申請書を担当課へ提出してください。申請書は、市水産農林課に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます。

※使用者の決定は先着順（申請書受付順）とします。空き区間がある場合、第2期の募集を行うことがあります
※市民農園の使用には、他に使用条件、注意事項があります



市のホームページ

申し込み・問い合わせ 市水産農林課 農業振興係（市役所第3庁舎2階） ☎27-8426